

許可番号第 02310001002 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋富沢町5番4号

氏 名 シグマテック 株式会社

代表取締役 深江 伯史 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを
証する。

赤印ないものは無効
再コピー禁止

愛知県知事 大村秀章

許可の年月日 令和6(2024)年7月3日

許可の有効年月日 令和13(2031)年7月2日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。
水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破
碎物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず
(自動車等破碎物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物
及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、
家畜ふん尿、ダスト類(水銀含有ばいじん等を含む。)、令第2条第13号廃
棄物

以上 14品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水
銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石
綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車
等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又
は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。
石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 9品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ
ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上

げることができる高さ

(1) 所在地

刈谷市小垣江町御茶屋下 22 番 3

(2) 面積

972m² (保管面積 164.02m²)

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

赤印ないものは無効
再コピー禁止

(4) 保管上限

296.58m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和 63 年 6 月 16 日 新規許可

平成 9 年 7 月 2 日 更新許可

平成 14 年 7 月 3 日 更新許可

平成 19 年 7 月 4 日 更新許可

平成 24 年 7 月 3 日 更新許可

平成 29 年 9 月 19 日 更新許可 (優良認定)

令和 6 年 7 月 3 日 更新許可 (優良認定)

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 無